

津山商業開発の役割と
資金の流れ

津山商業開発は、林泰史氏と中山安久氏、秋山譲二氏を中心に、権利者の有志が集まって、昭和六十三年に設立された権利者法人です。津山市の再開発事業における影の仕事、再開発法の制度の中では対応できない事業を、この会社で行ってきたと思われれます。

中央街区組合から貸付金名目で十四億四百万円、ポンテリカ建設費名目で三億六千万円、ポンテリカの賃貸借名目で五億二千四百万円、合計約二十二億七千八百万円に及ぶもので、具体的な用途については、明らかに出来ていませんが、一部の資金は、権利者に対する支払家賃に上積みされて支払われていたことが、関係者の証言で確認されました。

最終報告までには、さらに実態の解明を行いたいと考えていますが、平成十四年に破産し、現在、裁判所から選任された管財人の下で破産処理が進んでいます。不正流用問題を明らかにするためにも、管財人による情報の開示が不可欠であり、当委員会が再三にわたり情報の開示を要請しましたが、現時点においては、管財人の協力は得られていません。

熊谷組への負債の
整理の内容と特定調停

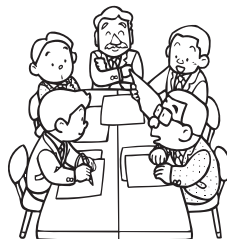
工事代金等の未払金七十億円の整理については、岡山県の指導スキームにより、順次整理が進められています。

整理清算の処理方法については、検証確認を行っているところで、三月の最終報告において、組合の解散手続きの状況や熊谷組との最終決着の内容について報告する予定です。

しかし、組合の責任として、組合員個人がアルネ内に有する権利を全て失うという事態、また、熊谷組は工事代金を物納及び一部現金で受け取ったが、残りの代金については責任をとって放棄しています。また、津山市も街づくり会社に対する助成という名目で責任をとり、税金投入という現状に至っても、この問題が、なお、解決できないという実態が、本市の再開発事業の根の深さを物語っていると言わざるを得ません。

こうした厳しい事態となっているなか、今日、結果として、中央街区組合には、約十五億円の債務が、今なお残っています。

現在、中央街区組合においては、反対派賦課金五億四千四百万円、津山商業開発の破産配当金四億八千八百万円、個人貸付金三億四千三百万円、株大黒屋に対する請求分二億円の合計十五億五千四百万円の回収を予定していましたが、津山商業開発の破産配当が大幅に下回る見通しにあることや株大黒屋が破産したため、約三億四千万円の回収が不能となる見通しにあることから、回収が難航をしている状況にあります。



このため、中央街区組合は、熊谷組を相手方として、債権放棄を求める特定調停を東京簡裁に申立を行っています。

特定調停は、現在も協議が進行しており、当委員会においても、この成り行きを注視しているところです。

また、「県の是正命令に反対した権利者」に対する賦課金の回収については、法的に強制執行が行われ、反対派のアルネの床の競売や預金口座の差押など、厳しい回収処理が行われ、自らの会社の破産を申し立てるなど、反対派は日常生活に支障をきたす、厳しい状況に追い込まれています。

最後に、再開発事業が今日の事態に陥ったことは、組合側の多額な補償費を巡る組合役員や権利者の自己中心的な行動と、行政における隠蔽体質などが事態をさらに悪化させていったことを深く反省し、責任を自覚すべきだと申し上げ、中間報告とします。